

# 日本経済新聞

夕刊  
2月3日  
(月曜日)

発行所 日本経済新聞社  
東京本社 ☎(03)3270-0251  
〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7  
大阪本社 ☎(06)7639-7111  
名古屋支社 ☎(052)243-3311  
西部支社 ☎(092)473-3300  
電子版アドレス  
<https://www.nikkei.com/>  
購読のお申し込み  
☎0120-21-4946  
<https://www.nikkei4946.com>



# 奨学金「企業肩代わり」拡大

福利厚生の一環として、社員が大学時代に借りた奨学金を代わりに返済する企業が増えてい  
る。2024年12月末時  
点で2781社となり、  
1年間で約2倍に拡大し  
た。人材確保の呼び水に  
なるほか、税制優遇を受  
けられるため、関心が高  
まっている。

奨学金を貸与する日本  
学生支援機構は21年4  
月、企業などを対象に「代  
理返還」の制度を導入し  
た。社員が機構に返済す  
る分を企業が直接、送金  
できるようにした。

高齢者向け配食サービ  
スのシルバーライフは全  
正社員の約1割にあたる  
27人の奨学金を返済して  
いる(24年11月時点)。  
7年かけて全額を返済す  
る方針で対象は新卒、中  
途採用者を問わない。

## 2700社超が返済、1年で2倍 人材確保・税優遇で関心

人手確保に向け制度を利用する  
企業が増えている

- シルバーライフ**  
残額を7年かけて返済。  
新卒、中途入社を問わない
- 吉村建設工業**  
毎月2万円を上限に  
最長10年間支援
- 金井興業**  
新卒に月額2万円、  
総額200万円まで支援

社員が7年未満で退社  
しても返金は求めないとい  
う。担当者は「入社へ  
の判断材料のひとつにな  
る。7年という期間を設  
定することで長く働いて  
もらえ、会社の力になる」  
と説明する。  
給与に金額を上乗せし  
奨学金返済を支援する企  
業は以前からあった。た  
だ、給与と区別しにくく  
支援分にも所得税がかか  
る課題があった。代理返  
還制度を使うと非課税と  
なりうる。社会保険料の  
算定対象からも外れる。

企業側にメリットもあ  
る。返済分を損金算入で  
きるほか、賃上げ促進税  
制の対象にもなる。一定  
の要件を満たせば、支払  
う法人税が少なくなる。  
人手不足に悩む中小企  
業にとっては採用難の打  
開策にもなっている。吉  
村建設工業(京都市)は  
新卒社員などを対象に毎  
月2万円を上限に入社か  
ら最長10年間支援する。  
新卒での入社が23年度に  
6人、24年度に4人いる。  
うち半数が制度を利用し  
ている。

設備工事の金井興業  
(前橋市)は新卒を対象  
に、月額2万円、総額2  
00万円まで返済を支援  
する。採用担当者は「就  
活生の親からも問い合わせ  
を受けると明かす。